

6. 関係者の意見等

6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

(1) 実施状況

横瀬川ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成24年11月28日までに検討の場を1回、幹事会を5回開催した。

第1回幹事会において確認された検討の場の規約をP6-3～P6-6に示す。

また、これまでの検討の場の開催状況は、P1-6の「表1-2-2 検討の場の実施経緯」に示すとおりである。

(2) 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

平成24年10月25日に開催した検討の場において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔高知県〕尾崎知事

- ・治水対策や新規利水などの総合的な評価として最も有利な案は、横瀬川ダム案ということで、コスト面などから妥当な評価と考える。
- ・中筋川沿川の地域では、中筋川ダムの完成以降も、家屋、農地、国道等の浸水被害が発生している。また、横瀬川ダムは、四万十市の上水道の水源としても位置付けられている。このため、浸水被害の一日も早い解消と衛生的な飲料水の安定確保に向け、横瀬川ダム建設に遅れが生じないよう、早期に検証の結果を出していただきたい。
- ・来年度の予算枠が間もなく固まる時期になるが、大臣の方針が出されれば、速やかに方針に沿った対策が促進できるよう、予算を確保しておいていただきたい。

〔四万十市〕田中市長

- ・四万十市は、歴史的に洪水の被害に見舞われてきた。その中でも中筋川は河床勾配が緩く排水が良くない。国道等の浸水も長時間となり、住民の生活に支障を来たしている。
- ・旧中村市時代からダム推進という立場で議会でも論議をして、議決もされ、市を上げて取り組んできている。
- ・四万十市・宿毛市で構成する横瀬川ダム建設促進期成同盟会も開かれ、早期着手、早期完成の決議もなされている。
- ・災害から生命、財産を守り、地域活性化のためにはダム案以外の対策はあり得ないと考える。是非出来るだけ早い時期にダムの再着手をお願いしたい。
- ・西部統合簡易水道事業は、横瀬川ダムがあつて成り立つものである。ダム事業のストップで水道のパイプラインの延伸もストップせざるを得なくなっている。現在の進捗状況からもダム案以外の対策はあり得ないと考える。

- ・西部統合簡易水道事業の一日も早い効果発現、また渇水時の農業用水を含めた必要流量の確保のため、横瀬川ダムの早期着工・完成を強く望むものである。

〔宿毛市〕沖本市長

- ・これまでの幹事会において、ダム建設とそれ以外の治水・利水・正常流量の3つの面について検討されているが、特に治水対策は重要と考えている。
- ・堤防の越水や破堤の恐れのある大洪水には、ダム建設は必要であると考えており、ダム建設は早急に取り組んで頂きたい。
- ・そのうえで、今後の課題として意見を述べたい。中筋川流域は、河川勾配が緩く、その上、流域と河川の標高差が小さいなど、内水洪水を受けやすい地形である。
- ・十数年前の中筋川ダム完成後も、今年、平田の国道56号線が浸水したように、道路や家屋・農地などの内水被害が頻発している。こうした多発する内水洪水対策についても調査・検討をして頂きたい。
- ・以上をまとめると、ダム建設事業はできるだけ早く進めて欲しい。また、ダム事業とあわせて、内水など様々な洪水被害対策も進めて頂きたい。

横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約

(名称)

第1条 本会は、「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という。)と称する。

(目的)

第2条 国土交通省四国地方整備局(以下「検討主体」という。)は、横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下「実施要領細目」という。)に基づき、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める目的で、検討主体と関係地方公共団体からなる検討の場を設置する。

(検討主体)

第3条 検討主体は、実施要領細目に基づき、横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する。

(検討の場)

第4条 検討の場は、別紙一で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し第5条で規定する幹事会における議論を踏まえ議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

(幹事会)

第5条 検討の場における会議の円滑な運営を図るために幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別紙二で構成される。
- 3 検討主体は、幹事会を招集し議題の提案をする。
- 4 幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

(情報公開)

- 第6条 検討の場及び幹事会は、原則として公開する。
- 2 検討の場及び幹事会に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。
- ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、非公開とする場合がある。

(事務局)

- 第7条 検討の場の事務局は、国土交通省四国地方整備局に置く。
- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

- 第8条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

- この規約は、平成22年11月18日から施行する。

別紙一 1

「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

高知県知事

四万十市長

宿毛市長

【検討主体】

四国地方整備局長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

別紙一 2

「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」
の構成

【構成員】

高知県 土木部長

四万十市 副市長

宿毛市 副市長

【検討主体】

四国地方整備局 河川部長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

6.2 パブリックコメント

横瀬川ダム建設事業の検証において、検討の参考とするため、治水、利水、流水の正常な機能の維持の複数の対策案を立案し、概略評価による対策案の抽出を行った時点でパブリックコメントを実施した。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおり。

6.2.1 意見募集の概要

(1) 意見募集対象

- ①治水・利水・流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について
- ②治水・利水・流水の正常な機能の維持の対策案の概略評価について

(2) 募集期間

平成 23 年 5 月 27 日（金）～平成 23 年 6 月 27 日（月）

(3) 提出方法

郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法

(4) 意見募集結果の概要

1) 意見提出者

45（個人 44、団体 1）

2) 意見概要

- ①治水・利水・流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について
 - ・治水対策案の遊水地案について、「横瀬川ダムの貯水池を遊水地でカバーするための農地を確保することは非現実的」、「これまで治水事業で守られてきた優良農地を取り上げ犠牲にすることは、地元としては受け入れない」などのご意見がありました。
- ②治水・利水・流水の正常な機能の維持の対策案の概略評価について
 - ・工期、実現性の評価等についてご意見がありました。

6.2.2 パブリックコメントにより寄せられたご意見

パブリックコメントにより寄せられたご意見については、これらのご意見に対する検討主体の考え方を整理し、横瀬川ダム検証の参考とした。

寄せられたご意見に対する検討主体の考え方を表 6-2-1 に示す。

なお、できるだけわかりやすく説明する観点から、寄せられたご意見等について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示す。

表 6-2-1-(1) 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (1/8)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
★ご意見を踏まえ、対策案を追加したもの		
【遊水地(調節池)等を含む治水対策案について】		
1	<p>・横瀬川ダムの貯水量を遊水地でカバーするための広さの農地を確保することは非現実的で、困難ではないか。</p> <p>・遊水池が想定されている江ノ村箇所は、つるの里つくりとして自然再生協議会も企画的に支援を行い、ツルの越冬地造成や無農薬米の栽培など、地域全体として活動が行われる農業基盤の発展にもつなげている。このような地を遊水池とするならば、地域の取り組みに水をさすものであり、地域としては到底納得できるものではないと考える。</p> <p>・当地域は、地域経済が低迷する中で農業が大きな経済基盤になつておらず、最近では無農薬米の栽培など新たな農業の取り組みが進められている。「堤防かさ上げ案」や「遊水池案」などの治水対策案は、これまでの治水事業等で守られてきた優良農地を取り上げ懸念にすることになり地元としては到底受け入れない案である。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせて検討する(略)3)遊水地(調節池)等」と規定されています。これに基づき、遊水地を含む治水対策案についても検討を行っています。</p> <p>・ご意見を踏まえ、遊水地案については、営農への影響に配慮し、農地への影響を少しでも回避するため遊水地面積を小さくした『遊水地(掘削無し(小))』と、他の治水対策と組み合わせて、複数の治水対策案として検討します。</p> <p>・また、同様に営農への影響に配慮した、「放水路(造削削除)」、「放水路(四万十川ルート(小))」、「既設ダムの有効活用(中筋川ダム貯水池掘削)」が含まれる対策案も、複数の治水対策案として検討します。</p>
◆各対策案の概略評価について		
【横瀬川ダム建設を含む治水対策案について】		
2	<p>・本流の水位が僅かでも低ければ排水ポンプの能力が高まるところから、横瀬川ダムの完成による洪水調節に期待する。</p> <p>・非常にとつては大雨による出水を調節して床下浸水等を未然に防止してもらう為に、横瀬川ダムが必要不可欠であると考える。</p> <p>・今後完成までに要する費用及び完成までの期間を勘案すると、議論の余地は無く、誰が見ても現計画の横瀬川ダムの建設が最適な方法である。</p> <p>・中筋川ダムだけでは大雨時の冠水時がまだ足りず、山田・平田地区の道路が冠水してしまうので横瀬川ダムも設置し対応をしてください。</p> <p>・地域の過疎化、それに伴う高齢化を考えると災害があつた場合に避難、救援の体制にぜい弱性を感じる。現行対策案を超える災害があつてはならないわけで、より万全な対策としてダムが必要である。</p> <p>・中筋川は河床勾配が1/2500以下と緩く、現況堤防高も四万十川(実崎)と中筋川(磯の川)はさほどどの高低差ない。洪水時には四万十川水位の上昇も考えられ、水量の低下は大きくなれない。中筋川と横瀬川の合流地点部の治水対策には流下雨量を減らすことなどが現実的に可能な唯一の方法と考える。</p> <p>・ダム案は用地も解決済みであり、他の施設(付け替え道路、仮排水トンネル等)も完成している事から、事業の説明責任から考えれば他の概略対策は現実的でない。</p>	<p>・横瀬川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から四国地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・なお、横瀬川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめていたと考えています。</p>

表 6-2-1-(2) 寄せられたご意見と検討主体の考え方(2/8)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
★頂いた主なご意見 ◆各施策の概略評価について	<p>【河道の掘削を含む治水対策案について】</p> <p>・掘削の案ですが中筋川の勾配は大変ゆるくその効果が心配されます。</p> <p>3 河岸を掘削し、河道を拡幅することにより、河川本来が有している漸と淵の構造や自然河岸を喪失させると可能性が大きくなり、魚類や鳥類、生態系を含む当河川に独特の河川生態系に対する大きな影響を及ぼすことが予想される。具体的には、水辺の河畔林や植生が失われると、そこから落水する昆虫などを餌とする魚類の生態系が失われる量が減少するとともに、河岸の植生や水中植物など魚類の隠れ家となる場所が失われるとともに、河岸の湿地帯が失われると鳥類の越冬地としても適さなくなる可能性が考えられる。</p> <p>・中筋川はこれまでに河道掘削によって広げられるところまでは広げ堤防の保護も重ねてきている。河道内の樹木伐採等もすすめ治水効果を上げるために工事を進めるなど、過去の流れによる堤削による塩害問題を回避するために、過去の堤削の結果塩分による塩害問題が起こりうる。中筋川はもうこれ以上陥面、河床に幅を広げたとしても、流水の落差のない河川のため効果は期待できない。</p> <p>・スジアオノリの生育域の保全、塩水週上防止、上流のウグイ・アユ・ヨシノボリの生育域の保全に配慮した掘削下限高を設定し、下限高以下の掘削が不明である。</p> <p>3 中筋川改修では河道付替え時に、塩害訴訟に発展した経緯もあり、河道掘削には事業者として塩水週上対策(堰等)の恒久対策が必要である。</p> <p>・河道掘削は単一的な断面となり、生態系に与える影響は非常に大きなものとなる。その一方で、中筋川流域では「ツルの里づくり」(希少種の保全・多様な生息環境の復元)を目指しており、河道掘削案は、環境影響から受け入れられない。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせて検討する。(略)5)河道の掘削」と規定されています。これに基づき、河道の掘削を含む治水対策案についても検討を行っています。</p> <p>・具体的には、同細目に基づき検討を行った18の治水対策案のうち河道の掘削を中心とする治水対策案に加え、堤防のかさ上げ、放水路、遊水地や既設ダムの有効活用などと組み合わせたものも含め、13の治水対策案の比較検討の結果として、最終的に横瀬川ダムを含まない治水対策案」として抽出した5案は全て、河道の掘削を含んでいます。</p> <p>・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1) 安全度被災減災効果」(河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか、(略)7)環境への影響」と規定されています。これに基づき、横瀬川ダム建設事業の検証においても、安全度及び魚類、植物などに対する影響による影響について、それぞれ評価を行っていきます。</p> <p>・中筋川には特定種のヤリタナゴ、タモロコ、モツゴが生息するとともに、特別天然記念物に指定されているナベツルの渡来が確認されるなど、豊かな自然環境を有していることから、河道の掘削を含む治水対策案の立案にあたっては、魚類等の生息・移動への影響を回避するために、掘削下限高を平水位程度として設定しており、河床や水中への影響も小さく、部分的に存在する自然の潮流状態を維持できると想定してます。また、自然の潮流止め機能をもする中筋川5km付近の最深河床高も現状のまま維持することで、塩水の週上に変化は少ないと考えており堰などの新設は検討していません。</p> <p>・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせて検討する。(略)7)堤防のかさ上げ」と規定されています。</p> <p>・具体的には、同細目に基づき検討を行った18の治水対策案のうち堤防のかさ上げを中心とする治水対策案に加え、河道の掘削、放水路、遊水地や既設ダムの有効活用などと組み合わせたものも含め、14の治水対策案についても検討を行っています。また、14の治水対策案の比較検討の結果として、最終的に横瀬川ダムを含まない治水対策案」として抽出した5案のうち、4案が堤防のかさ上げを含んでいます。</p> <p>・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)3) 実現性(略)6) 地域社会への影響」と規定されています。これに基づき、横瀬川ダム建設事業の検証においても、農地など用地買収が伴うことへの影響について、評価を行っていきます。</p>
	<p>【堤防のかさ上げを含む治水対策案について】</p> <p>・用地買収、隣接する道路・橋等多くの改修が必要となり、整備期間が長く、実現性が問題です。</p> <p>4 (再掲)当地域は、地域経済が低迷する中で農業が大きな経済基盤になつており、最近では無農薬米の栽培など新たな農業の取り組みも進められている。「堤防のかさ上げ案」や「遊水地案」などの治水対策案は、これまでの治水事業等で守られてきた優良農地を取り上げ犠牲性にすることになり地元としては到底受け入れられない案である。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせて検討する。(略)7)堤防のかさ上げ」と規定されています。</p> <p>・具体的には、同細目に基づき検討を行った18の治水対策案のうち堤防のかさ上げを中心とする治水対策案に加え、河道の掘削、放水路、遊水地や既設ダムの有効活用などと組み合わせたものも含め、14の治水対策案についても検討を行っています。また、14の治水対策案の比較検討の結果として、最終的に横瀬川ダムを含まない治水対策案」として抽出した5案のうち、4案が堤防のかさ上げを含んでいます。</p>

表 6-2-1-(3) 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (3/8)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に對応するご意見の例)	検討主体の考え方
★ 各対策案の概略評価について		
【ダムの有効活用(ダム再開発・再編、操作ルールの見直し等)を含む治水対策案について】	<p>・既設ダムのかさ上げ案、等も20年也要することには被害地区の私達には耐えられない。</p>	<p>・「ダム事業の検証」に係る検討にに関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案」は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせて検討する。(略) 2ダムの有効活用・再開発・再編、操作ルールの見直し等)と規定されています。これに基づき、ダムの有効活用を含む治水対策案についても検討を行っています。</p> <p>・具体的には、同細目に基づき検討を行った18の治水対策案のうち、河道の掘削、堤防のかさ上げや遊水地と組み合った6の治水対策案においてダムの有効活用(ダム再開発・再編、操作ルールの見直し等)を含んでいます。</p> <p>・また、「ダム事業の検証」に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略) 1) 安全度(略) 2) 段階的にどのように対策が確保されているか」と規定されています。これに基づき、横瀬川ダム建設事業の検討においても、各治水対策案について、対策実施手順を想定し、段階的に確保される安全度について評価を行っています。</p> <p>・中筋川ダムの利水容量を治水容量に買いつける方策については、河道の掘削、堤防のかさ上げや遊水地と組み合せて、2の治水対策案を立案しています。なお、「後放流の制限可能な管理型のダムに改修するにとどめについては、洪水のピーク流量を低減することができないことから、治水対策案としては立案していません。</p>
5	<p>・既設ダムの未利用の利水容量を治水容量に拡大し、後放流の制限可能な管理型のダムに改修する。</p>	<p>・工期と実現性が最重要と考えます。地域住民は、とにかく早い整備を希望している。</p> <p>・治水対策案については、「ダム事業の検証」に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すように評価軸で評価する。(略) 1) 安全度(略) 2) 段階的にどのように対策が確保されているか(略) 3) 実現性」と規定されています。これに基づき、横瀬川ダム建設事業の検証においても、各治水対策案について、対策実施手順を想定し、段階的に確保される安全度及び実現性について、評価を行っていきます。</p> <p>・また、利水対策案については、同細目において「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略) 1) 目標(略) 2) 段階的にどのように対策が確保されているか(略) 3) 実現性」と規定されています。これに基づき、横瀬川ダム建設事業の検証においても、一定の期限後に確保される効果及び実現性について、それぞれ評価を行っていきます。</p> <p>・なお、検証に係る検討に当たっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を取ることが重要と考えています。検討過程においては、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集すること、関係住民の意見を聽くこととしています。</p>
6	<p>・全国一律で評価するべきではなく、その河川及び流域のことと一緒にするべきである。</p>	<p>・全国一貫で評価するべきではなく、その河川及び流域のことと一緒にするべきである。</p>

表 6-2-1-(4) 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (4/8)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に応じて用いる意見の例)	検討主体の考え方
★頂いた主なご意見 ◆その他の事項の意見・提案等		
【ダム事業の検証について】	<p>これまで幾度も台風や集中豪雨にみまわされる度に浸水。また、冬期には渇水。せっかくの治水・利水目的のダム計画を実現。政権が変わったので地元無視の施策に対して多いに憤りを感じる。</p> <p>近年豪雨の度に災害に悩まされており市民生活はもとより地域の開発に大きな支障をきたしている。今までの経過を考えれば、ダム建設が最適であることが明確でダム以外の方策は全く検討の余地はない。</p> <p>・横瀬川ダム建設の是非は東日本大震災の教訓から想定水量・被害の再検証を行い、遙水池確保、直轄河川の河床の掘削、堤防の補強等、アンケートなど地元住民の提案や意見を聴取して事業の必要度で決定する。</p> <p>・もともと治水・利水の目的に現行案が是として進行していた。早期の検証期間を終えダムの早期完成を望む。</p> <p>・直轄ダム事業は、全て中止するのでしょうか？地元的、環境的にも特段の問題もない事業は、一日も早く検証作業を終えて、事業再開をお願いします。</p>	<p>横瀬川ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する検討に基づき検討を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同細目において、「検証に係る検討にあたっては、(略)関係地方公共団体からなる検討の場を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めます。」と規定されています。 ・また、検証に係る検討に当たっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を取ることが重要と考えています。検討過程においては、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集すること、関係住民の意見を聞くこととしています。 ・なお、横瀬川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。
7	<p>・私たちの信毛市戸内地区では、ここ数十年間毎年のように水害に悩まされている。住宅はもちろん国道・県道・市道・農作物の被害を受けた。そのため、中筋川ダムの建設を住民挙げて協力をしてきたが、浸水被害の解消に至っていないのが現状であり、一日も早い被害の解消を願っている。</p> <p>・元来中筋川流域は河川の氾濫により、地域住民の生活、農水産業の被害は甚大なものであった。最近では中筋川右左岸の土手の改修、中筋川ダムの建設により洪水調整が行われ、昔から比べると治水に対する改善が進んできたが、中筋川ダムだけではまだ不十分。特に洪水時、道路(国道)冠水の為、救急搬送に支障を引きし、人命にもかかわる。</p> <p>・既設ダムの未利用の利水容量を治水容量に拡大し、後放流の制限可能な管理型のダムに改修、「洪水が多発する全ての内水域に排水機場を完備」「中筋川上流域の未整備である山田川や横瀬川の改修を実施」「直轄河川の抜本改修を実施」の4点の対策事業を最優先。これらの事業は国県両市が連携し実施すること。</p>	<p>ご意見のとおり、中筋川流域では近年でも浸水被害が相次ぎ、早急な治水対策が必要であると認識しています。そのため、「ダム事業の検証に係る検討に基づき、予断無くダム事業の検証に係る検討に応じて検討を行なうなど、流下能力の維持に努めます。</p> <p>・なお、中筋川の直轄管理区間に 대해서は、「渡川水系中筋川河川整備計画[直轄管理区間]」で定められた河川内の樹木伐採と堤防の補強工事は完了しています。今後、河道内に樹木が再繁茂した場合には、必要に応じて伐採を行うなど、流下能力の維持に努めます。</p> <p>・中筋川水系の県管理区間に 대해서は、河川管理者である高知県より、横瀬川は中筋川改良工事全体計画「昭和57年策定」に基づき河川改修部分は実施済み、また、山田川についてはも上流の一部区間を除き実施済みである旨を聞いています。なお、現在、ヤイト川中流域の河川改修を進めており、残る未整備箇所についても随時進める旨を聞いています。</p> <p>・ダムの有効活用については、【分類番号5】、内水対策については、【分類番号9】を参照願います。</p>
8		

表 6-2-1-(5) 寄せられたご意見と検討主体の考え方(5/8)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
★頂いた主なご意見		
◆その他事項の意見・提案等	<p>【内水被害への対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中筋川ダム建設後も頻発している内水洪水へのダムの効果と逆効果を検証する。内水洪水助長や防止することに効果がないとの判断がでれば国の責任で内水対策を強化する。 ・大雨雨のみを想定し、頻発する内水洪水を無視した河川対策中心の考え方方は住民意識と乖離している。ダムは現況の頻発する洪水でも河川水位を下げるので効果はある。しかし下がったとしても、家屋や国道・農地が浸水する水位よりも常に高く、こうしたほどんどの内水洪水には役立たない。逆にダムの後放流で河川水位が高止まりし、排水施設の未完備の地区では洪水の排水に悪影響を与え、浸水水位も浸水被害が高進する。こうした事実を正確に検証すべきである。 ・(再掲)洪水が多発している全ての内水域に排水機場を完備する。 ・中筋川ダムにゲートの設置をすれば内水被害を減少することができると思います。 等 	<p>・ダムによる洪水調節により河川のピーク水位(外水)を下げる効果があります。中筋川流域では、近年の大きな洪水である平成23年10月洪水において、中筋川ダムの洪水調節が無かつた場合、中筋川上流の山田地区等において計画高水位を約70cm越えていたものと想定されます。</p> <p>・このように、ダムによる洪水調節で河川水位を下げることにより排水機場や排水ポンプ車の運転を続けることでも、河川水位を計画高水位以下に抑えることにより排水機場や排水ポンプ車の運転を続けることができます。一方で、ご指摘のとおり洪水調節後の放流水による浸水被害を軽減する効果があります。一方で、ご指摘のように、洪水調節後の放流水により河川水位が高い状態が続くこともあり、地盤が低い地域では内水を排除するのに要する時間が長くなる場合もあります。中筋川流域では、これまでにも浸水被害の発生状況や地元自治体の要請に応じて排水ポンプ車を配置するなど、内水被害に努めてきましたところです。</p> <p>・今後、洪水や内水による浸水被害の発生状況を注視しつつ調査・検討を行うと共に、必要な施策について幅広く検討し、国、県、市が協力・連携・分担して取り組んでいきたいと考えています。</p>
9	<p>【水資源の確保の必要性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム整備により、渇水期においても水の流れを確保して農業・漁業活動などができるようにしてほしい。 ・近年の不安定な降雨状況の為、水不足となり、近辺の川や農業用水の不足といった事が起っている為、ダムを建設する事で、降雨状況に左右される事なく導水を確保する。 ・渇水時には、山田地域においては溜池が3ヵ所ありますが、連年、水不足に悩まされております。 等 	<p>・中筋川流域では、平成4年、7年、14年、23年等の渇水で横瀬川では瀕切れ状態となり、河川流量、農業用水の不足などが発生しています。このような状況も踏まえて、「渡り水系中筋川河川整備計画(直轄管理区間)」では、流水の正常な機能の維持を図るために必要な流量として「漁業」、「利水流量」等を考慮して、磯ノ川基準地点でかんがい期・概ね1.15m³/s、非かんがい期・概ね0.70m³/sを確保することにしています。</p> <p>・今回の横瀬川ダムの検証は、「今後の治水政策のあり方に関する有識者会議」からまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から四国地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行いうよう、「ダム事業の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に係る再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・なお、横瀬川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめていたと考えています。</p>
10		

表 6-2-1-(6) 寄せられたご意見と検討主体の考え方(6/8)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に応するご意見の例)	検討主体の考え方
◆その他事項の意見・提案等 ★頂いた主なご意見		
【河川環境等の改善の必要性について】	<p>・中筋川下流域の濁りが改善されないので横瀬川ダム設置放水により、水質の改善が少しでも良くなるのではないか。</p> <p>・雨が降れば、すぐ中筋川の水かさが増え、晴れると水かさが減り、河床(河原?)にゴミが積もり、腐敗して水質が悪くなる。そのため、水量を管理できるべきかにして欲しい。</p> <p>・河川に生息する生物は、河川流量の増減と密接に関わって生きている。例えば、通り遊魚であるアユやヨシノボリは遡上期に豊富な水量があればより上流に遡上できるし、産卵期の湯水は卵の干出や産卵場の減少など悪影響を及ぼす。このような観点から、自然の流況条件を監視しつつ、魚類等の生態に配慮して下流域に一定の流量を供給することは彼らの生活環境を保証する上で効果的に働く。</p>	<p>・中筋川は、環境基準B類型のSS:25mg/L以下に指定されていますが、中筋川下流の坂本地点のSSは7mg/L程度で環境基準を満足しています。しかし、しづかき期に水田から中筋川に濁水が流れ込むと、中筋川の河床勾配が約1/8000と緩く河川流速が遅いために、河川全体が濁った印象を受けるものと考えられます。</p> <p>※SS(浮遊物質):水中に浮遊する固体物の量を表し、数値が高いほど濁っていることを示す。</p> <p>「渡川水系中筋川河川整備計画[直轄管理区間]」では、流水の正常な機能の維持を図るために必要な流量として「動植物の生育地の状況」、「漁業」、「流水の清潔の保持」、「利水流量」等を考慮して、機ノ川基準地点でかんがい期:概ね1.15m³/s、非かんがい期:概ね0.70m³/sを確保することにしています。</p>
【費用対効果の算出について】	<p>・事業の費用対効果の算定根拠が画一的で地域実態に合っていない。想定する大雨による浸水するなど想定している。しかし、これは実態に合わない。なぜなら、この流域は中筋川への支流の堤防によって有岡、間など約10箇所ほど約10箇所ほど分離されている。1ブロックの堤防を越える被害が発生した場合、他のブロックの堤防の越水や破堤の負荷は軽減される。こうした根拠に基づき全てのブロック・全流域がその高水位の標高まで浸水することは考えられない。被害額の積算を再検証すべきである。</p>	<p>・費用対効果の算出については、横瀬川ダムの検証において、「治水経済調査マニュアル(案)(平成17年4月国土交通省河川局)に基づき今後行うこととしています。</p>
11		<p>・また、中筋川ダム、横瀬川ダムの費用対効果について、各ダム毎に算定していますが、横瀬川ダムについては中筋川ダム完成後の現状として費用対効果を算定しており、中筋川ダムと横瀬川ダムの費用対効果は重複していません。</p>
12	<p>・また、中筋川ダムを建設する時点で、同様の被害想定をしたはずである。中筋川総合開発事業として横瀬川ダムは継続する事業であり、今回の効果の算定には、2つのダムでどれだけの効果が発生するのかの積算が必要である。こうした費用対効果を明らかにするべきだ。</p> <p>・さらに、算定には入っていないと考えるが、計画高水位に位置づけているのか明確でない。</p>	<p>・なお、ダムの費用対効果の算定にあたっては、洪水で計画高水位に達し破堤することによる被害額(效益)のみを適切に算定していきます。</p>

表 6-2-1-(7) 寄せられたご意見と検討主体の考え方(7/8)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
★頂いた主なご意見		
◆その他事項の意見・提案等		
【ダムによる水力発電について】	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模発電も検討要素の一つに取り上げられたい。 ・福島の原発問題により、自然エネルギーが今後拡大する中、ダムによる発電も考えなくてはいけない。 <p>13 等</p>	<p>・横瀬川ダム建設事業では、ダム下流の正常流量確保のためのダムからの放流水により発電し、ダム管理に必要な電力をまかなうダム管理用発電を計画しています。なお、既設の中筋川ダムにおいても、ダム管理用発電を行っており、水力エネルギーを有効に活用しています。</p>
【異常気象等への対応について】	<ul style="list-style-type: none"> ・今後この地域でも、いつ発生するかわからない渇水や異常気象等の備えとしてダムによる計画的な利水や治水は必要不可欠である。 ・私は40年余り横瀬川下流域で生活しているが台風などの出水時には堤防を越えるのではないかと危険を感じた事が何度もある。過去の安全が将来の安全を保障してくれるものでもなく、近年は各地で異常気象等も日々発生しておる状況もふまえくれれども想定外の事態となる様ダムによる治水で安心して暮らせる地域作りを切に希望する。 <p>14</p>	<p>・「ダム事業の検証」に係る検討に関する再評価実施要領細目において「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すように評価軸で評価する。(略)5)柔軟性」と規定されています。これに基づき、横瀬川ダム建設事業の検証においても、将来的不確実性に対する柔軟性について、評価を行っていきます。</p> <p>・なお、異常気象に関する事項については、四国地方で頻発している気候変動の影響を把握するために、「四国地方の気候変動レポート2010」(国土交通省四国地方整備局)が公表されています。「四国地方の気候変動レポート2010」によると、長期的傾向として年降水量の多雨の年と少雨の年の年々の傾向が拡大しており、渇水と洪水の頻発・被害の深刻さが懸念されます。また、短期的傾向としては、短時間に大雨が降る回数について増加の傾向が見られています。</p> <p>・今後とも、堤防等の整備、既存施設の信頼性向上などのハード対策、ハザードマップ等の整備支援、雨量・河川水位のリアルタイム情報の提供、関係機関との連携・情報共有などのソフト対策を着実に推進することともに、最新の知見も参考としつつ、今後の気候変動への適応策について、調査・検討に努めたいと考えています。</p>

表 6-2-1-(8) 寄せられたご意見と検討主体の考え方(8/8)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に応するご意見の例)	検討主体の考え方
★頂いた主なご意見 ◆その他事項の意見 提案等	<p>【東南海・南海地震への備えについて】</p> <p>・平成23年3月11日に起きた東日本大震災、今後近い将来起こるであろう東海、東南海地震の津波被害を考えた時、宿毛市民が利用する水道の取水場が宿毛市和田の田園に囲まれた地下40～50mの所にあると知り、松田川を津波が駆け上り、堤防を破壊し、取水等も不可能になり市民生活もまともにできなくなる。命の水を確保する為に近隣に非常用浄化ろ過装置等の付いたダムが必要なのではないか。</p> <p>・想定される南海大地震の津波対策について、今後の対策案の検証に生かされるべきである。本事業の計画確率と南海大地震の発生確率とは大きな差はない。堤防高さや耐震性、ダムの構造、避難体制の確立等々、総合的な判断が求められる。</p> <p>等</p>	<p>・東南海・南海地震などの大規模地震による堤防等の河川管理施設への影響については、これまで「河川構造物の耐震性能照査指針(案)・同解説(平成19年3月)」に基づき耐震性能の照査を実施してきており、平成22年度までに実崎通門・津嵩瀬水門の耐震補強と、津嵩瀬水門・古津賀樋門のゲート開鎖の自動化・高速化を完了しています。その他の河川管理施設についても必要な対策を行なっています。</p> <p>・また、東日本大震災を踏まえ、国・県等の行政機関、学識経験者、経済界、ライフルベン事業者等幅広い分野の方々(47機関)の参加の下、『四国東南海・南海地震対策戦略会議(事務局：四国地方整備局)』を設置し、防災に関する限り事前に各機関が重点的に取り組むべき施策や各機関が重点的に取り組むべき施策等について、四国地方における東海・東南海・南海地震等の巨大地震に対する「四国地震防災基本戦略」という。を平成23年12月2日に策定したところです。(参考：http://www.skrmlt.go.jp/pres/h23backnum/kikaku/111202-3.pdf)</p> <p>・「地震防災基本戦略」では、「初動対応・応急対策などを迅速・円滑に実施することを目的に、仕組みや体制など、準備できるものは出来る限り事前に構築することにより被害の最小化を目指す」「基本戦略に掲げる取組を実行していくため、施策毎に各機関の役割分担を明確にし、特に重要な初動対応・応急対応を中心とした取組を設置」「中央防災会議の最終報告・被害想定等を踏まえた見直しや、毎年実施するフォローアップによる課題の抽出・改善を図ることで、各種施策を確実に実施」等が規定されています。</p> <p>・ご指摘の非常時の飲料水等についても、「地震防災基本戦略」で備蓄や集積・搬送拠点の整備、広域連携の体制構築を進めるとしており、関係機関等と連携して対応することが重要と考えています。</p>

6.3 意見聴取

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成した段階で、学識経験を有する者等及び関係住民からの意見聴取を実施した。

また、これらを踏まえ「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長及び関係利水者からの意見聴取を実施した。

6.3.1 学識経験を有する者等からの意見聴取

横瀬川ダム建設事業の検証においては、検証要領細目に定められている「学識経験を有する者の意見」として、表 6-3-1 に示す方々から意見聴取を実施した。

- (1) 意見聴取対象：「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
- (2) 意見聴取日：平成 24 年 11 月 13 日（火）
- (3) 意見聴取を実施した学識経験を有する者等

表 6-3-1 学識経験を有する者等

氏名	役職等
今井 嘉彦	高知大学 名誉教授
大年 邦雄	高知大学農学部 教授
岡山 静夫	四万十川中央漁業協同組合 組合長
木下 泉	高知大学総合研究センター 教授
佐藤 晃一	愛媛大学 名誉教授
田村 章	宿毛商工会議所 会頭
西内 燥夫	四万十川流域住民ネットワーク 代表世話人
福永 信之	ネイチャーとさ 代表

（敬称略 五十音順）

(4) 学識経験を有する者等からのご意見

学識経験を有する者等から頂いた主なご意見について、以下に示す。

【今井嘉彦 氏（高知大学 名誉教授）】

- ・これまでの計画は横瀬川ダムに重点を置いて検討していたように思うが、今回は、横瀬川ダムと中筋川ダムを含む流域について総合的に検討されており、今回検討した内容については賛成である。
- ・既存の野村ダム、石手川ダム等では、アオコが発生し対応に苦慮している。既に発生要因等の調査検討が実施されているので、横瀬川ダムにおいてもこれらを参考に事前に対応策を立てる必要がある。横瀬川ダムは、現在工事の途中であるが、数箇所で鉄バクテリアの発生が観察されているので、引き続き注意して調査検討する必要がある。
- ・既存のダムでは、フェンスでアオコ対策に効果を挙げているダムもあるので、手戻りがないようにあらかじめ設置位置を事前に考えておくこと等が重要である。

【大年邦雄 氏（高知大学農学部 教授）】

- ・「洪水調節」、「新規利水」、「流水の正常な機能の維持」の3つの観点に対して、考え得る複数の代替案が選出されている。代替案をグループ化し、グループごとの代表案を経費面や流域特性に基づいて抽出し、代表案とダム案を含めた案ごとに、6～7つの評価軸に基づく評価が行われている。
- ・それぞれの検証過程に恣意性は無く、合理性をもって納得できるものといえる。
- ・横瀬川ダム事業が最も有利であるとの検証結果については、ダムは複合的な機能を有するものであることも考慮すると、同意できる結果である。
- ・ダム事業の有益性は大きいが、時として負の影響が流域に波及するという面もあり得ることを考えると、横瀬川ダム事業に関連する環境影響調査など、専門家だけでなく流域住民や関係団体の意見も聴きながら進めていただきたい。

【岡山静夫 氏（四万十川中央漁業協同組合 組合長）】

- ・幼少の頃より、中筋川の洪水に悩まされており、ダムや堤防の早期完成を切望していた。
- ・環境に配慮しつつ、ダム事業が進捗することを望む。

【木下泉 氏（高知大学総合研究センター 教授）】

- ・ダムができ貯水池になれば、ダムより上流の環境は大きく変わってしまい貯水池になるところは元には戻れない。したがって、ダムから上流よりも下流の河道の環境保全措置をより検討すべきである。
- ・評価の考え方として、安全度が一番重要ではないのか。一定の安全度の確

保とあるが、一定という言葉が曖昧で良くない。河川整備計画と同程度の目標とあるが、想定外の事象も起こりうるので、考えられる安全度を設定した上で、そのために必要なコストを評価すべきではないか。

- ・様々な対策案の中で、環境への影響を考えた場合、ダムが一番環境に影響を与えると考えられるが、治水、利水、流水の正常な機能の維持及びコストの面から、より効果的・持続的に実現できるのであれば、横瀬川ダム案が妥当であると言えるのではないか。

【佐藤晃一 氏（愛媛大学 名誉教授）】

- ・中筋川流域では、横瀬川ダムを計画することはベストセレクションである。一般に、日本の急流河川の流水をコントロールするために、造れる場所があればダムが有利なケースが多い。中筋川流域では、流域の住民と早い段階で意見交換するなど協力の下に進められている。住民の方もよく勉強をされている。
- ・中筋川は河床勾配が $1/8,000$ 程度と非常に緩い勾配であり、雨が降れば池のようになる地形がネックとなっている。この地形は、内水災害の発生の起因ともなっている。
- ・日本は川を支配するという考え方がある。他方、世界には、洪水に対応しきれないと考え、洪水と共存との考え方もある。例えば、家を2mほど嵩上げして住むなど、洪水や内水災害と共存するなどの方策もある。
- ・中筋川・横瀬川の対策を考える場合に、四万十川と後川の背水の影響を考慮するなど最悪の状態を想定しておくことが必要である。計画以上の洪水がきた場合など、四万十川の水位が高く中筋川からの水が流れないと排水あるいは調整する方法について、あらゆる事象を掘り下げた検討などをしておく必要がある。
- ・河川管理については、平水時や渇水時の管理は重要である。選択取水設備の採用はよいが、渇水時に、どうしてもシルトがダム貯水池や下流の河床に沈殿する。河床勾配が急な河川では、人工洪水を発生させて流下させるのも一案である。水の流し方については、工夫が必要である。

【田村章 氏（宿毛商工会議所 会頭）】

- ・いろいろな角度から検討され、総合的にダムが正しいとの結論が出た以上は、一刻も早く進めてほしい。
- ・平成19年7月、平成22年3月、同年5月に要望書を提出し、ダム建設をお願いしている。予算もすでに400億円のうち40%程度使っている中で中止することは、非常に問題があると考える。ぜひ一刻も早くダムを造ってもらいたい。
- ・発電について、ダムのための発電は考えられているが、小水力発電についても取り入れて検討してもらいたい。
- ・地震・津波対策をさらに検討してもらいたい。

【西内燐夫 氏 （四万十川流域住民ネットワーク 代表世話人）】

- ・綿密な再検討がなされていて感服している。
- ・中筋川の洪水解消のために、このダムは単体で検討されたものではなく、全体計画の一部だと承知している。早急な全体像の完成を多くの住民は待っている。
- ・この中筋川との戦いに人間が勝つためには、河川に雨が入って来る時間をコントロールするしかないと考えている。
- ・遊水地を追加検討しているが、これは好ましくない。平面的な遊水地では、土地利用面からも不利で根本的な解決にならない。それよりは、調整池という施設が技術的に好ましいと言える。調整池は縦断的に時間の問題を解消するもので今回の検討には最適と考える。これは規模が大きくなるとダムと呼ばれるものである。
- ・ダムは、四万十川の景観に大きな支障は無く、むしろ流域住民の生命と財産確保が優先されるべき事例であって、早期に完成すべきものと考える。

【福永信之 氏 （ネイチャーとさ 代表）】

- ・中筋川は、カワウソも生息していた良い環境であった。
- ・中筋川では、横瀬川の水の方がきれいであり、本当にダムが必要かもっと現地を見てほしい。現地には、豊かな自然や生態系が残っている。
- ・ダムだけでなくコンクリートを利用した河川工事をしてほしくない。中筋川をこれ以上汚してほしくない。
- ・今回の検証について、ダムと代替案を比較しているが、コストだけでダムと判断するのはおかしい。
- ・現地をもっとみて、人間サイドだけでなく、生態系のことも考えて、検討してほしい。
- ・ダムが完成したとしても、冠水は発生する。

(5) 学識経験を有する者等からのご意見と検討主体の考え方

学識経験を有する者等から頂いた主なご意見と、それらのご意見に対する検討主体の考え方を表 6-3-2 に示す。

表 6-3-2-(1) 学識経験を有する者等のご意見と検討主体の考え方(1/4)

学識経験を有する者の主なコメント		検討主体の考え方
高知大学 名誉教授 今井 嘉彦氏	「これまでの計画は横瀬川ダムに重点を置いて検討していたように思うが、今回には、横瀬川ダムと中筋川ダムを含む流域について総合的に検討されており、今回検討した内容については賛成である。」	・横瀬川ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方にに関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣とともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証」に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証」に係る検討における再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき、予断を持たずして検討を行っています。
高知大学 農学部 教授 大年 邦雄氏	「既存の野村ダム、石手川ダム等では、アオコが発生し対応に苦慮している。既に発生要因等の調査検討が実施されているので、横瀬川ダムにおいてもこれらを参考に事前に対応策を立てが必要がある。横瀬川ダムは、現在工事の途中であるが、数箇所で鉄ノクテリアの発生が観察されているので、引き続き注意して調査検討する必要がある。」	・横瀬川ダム建設事業においても、環境影響評価法に準じた環境調査を実施しております。その結果、ダムの供用後における富栄養化が少なく、栄養塩濃度が非常に低いため、富栄養化現象が発生する可能性は低いと評価しております。また、ご指摘の鉄ノクテリアの発生については、引き続き調査検討を実施してまいります。
四万十川中央漁業協同組合 組合長 岡山 静夫氏	「既存のダムでは、フェンスやアオコ封鎖に効果を挙げているダムもあるので、手戻りがないようにあらかじめ設置位置を考えておくことが重要である。」	・今後とも適切な河川管理に努めてまいります。また、アオコ等への対策についておこなう意見を踏まえ、最新のデータ等による検討を引き続き行い、必要に応じて対応したいと考えています。

表 6-3-2-(2) 学識経験を有する者等のご意見と検討主体の考え方(2/4)

学識経験を有する者の主なコメント		検討主体の考え方
高知大学総合研究センター 教授 木下 泉氏	<p>・横瀬川ダム建設事業は、ダムより上流の環境は大きくなり、また、ダムから上流よりも下流の河道の環境に元には戻れない。したがって、ダム建設により検討すべきである。</p> <p>・評価の考え方として、安全度が一番重要なのか。一定の安全度の確保があるが、一定という言葉が曖昧で良くない。河川整備計画と同程度の目標とあるが、想定外の事象も起こりうるので、考えられる安全度を設定した上で、そのために必要なコストを評価すべきではないか。</p> <p>・様々な対策案の中で、環境への影響を考えた場合、ダムが一番環境に影響を与えると考えられるが、治水、利水、流水の正常な機能の維持及びコストの面から、より効果的・持続的に実現できるのであれば、横瀬川ダム案が妥当であると言えるのではないか。</p>	<p>・横瀬川ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方にに関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」(以下の一～7)で示すような評価軸で評価する。つまり、ダム事業の検証に係る検討を行って、国土交通大臣から四国地方整備局や手法を定めた「ダム事業の検証」による再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき、予断を持たずして検討を行っています。</p> <p>・横瀬川ダム建設事業の検証において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の(1)～(4)で示すような評価軸で評価する。(1) 安全度(被害軽減効果(河川整備計画レベル)への影響)と規定期」が規定されています。これに基づいて、対策実施手順を想定し、河川整備計画で想定している目標を達成することを基本とし、それぞれの評価軸で評価を行っています。また、流水の正常な機能の維持についても同様に、河川整備計画で想定している目標を達成することを基本とし、それぞの評価軸で評価を行っています。新規利水については、利水参画者に対して確認が必要な開発量を確保することを基本とし、それぞれの評価軸で評価を行っています。</p> <p>・横瀬川ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方にに関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」(以下の一～7)で示すような評価軸で評価する。つまり、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証」による再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき、予断を持たずして検討を行っています。</p> <p>・横瀬川ダム建設事業の検証において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の(1)～7)で示すように評価軸で評価する。(略)」と規定されています。これに基づき、横瀬川ダム建設事業の検証においても、目標を上回る洪水が発生した場合にどのようない状態になるかについても評価を行っています。</p> <p>・横瀬川流域では、横瀬川ダムを計画することはベストセレクションである。一般に、日本の急流河川の流水をコントロールするするために、造れる場所があればダムが有利なケースが多い。中筋川流域では、流域の住民と早い段階で意見交換するなど協力の下に進められている。住民の方もよく勉強をされている。</p> <p>・中筋川は河床勾配が1/8,000程度と非常に緩い勾配であり、雨が降れば池のようになる地形がネックとなっている。この地形は、内水災害の発生の起因ともなっている。</p> <p>・日本は川を支配するという考えがある。他方、世界には、洪水に対応しきれないなど悪影響の状態を想定しておくことが必要である。計画以上の洪水がきた場合など、四万十川の水位が高く中筋川からの水が流れないとときに排水あるいは調整する方法について、あらゆる事象を掘り下げた検討などをしておく必要がある。</p> <p>・中筋川・横瀬川の対策を考える場合に、四万十川と後川の背水の影響を考慮するなど悪影響の状態を想定しておくことが必要である。計画以上の洪水がきた場合など、四万十川の水位が高く中筋川からの水が流れないとときに排水あるいは調整する方法について、あらゆる事象を掘り下げた検討などをしておく必要がある。</p> <p>・河川管理については、平水時や渇水時の管理は重要である。選択取水設備の採用はよいが、渇水時に、どうしてもシルトがダム貯水池や下流の河床に沈殿する。河床勾配が急な河川では、人工洪水を発生させて流下させるのも一案である。水流し方については、工夫が必要である。</p>
愛媛大学 名誉教授 佐藤 晃一氏	<p>・中筋川流域では、横瀬川ダムを計画することにはベストセレクションである。一般に、日本の急流河川の流水をコントロールするするために、造れる場所があればダムが有利なケースが多い。中筋川流域では、流域の住民と早い段階で意見交換するなど協力の下に進められている。住民の方もよく勉強をされている。</p> <p>・中筋川は河床勾配が1/8,000程度と非常に緩い勾配であり、雨が降れば池のようになる地形がネックとなっている。この地形は、内水災害の発生の起因ともなっている。</p> <p>・日本は川を支配するという考えがある。他方、世界には、洪水に対応しきれないなど悪影響の状態を想定しておくことが必要である。計画以上の洪水がきた場合など、四万十川の水位が高く中筋川からの水が流れないとときに排水あるいは調整する方法について、あらゆる事象を掘り下げた検討などをしておく必要がある。</p> <p>・横瀬川管理に適切な河川管理に努めてまいります。また、シルト等への対策についておこなう意見を踏まえます。また、シルト等による検討を行い、必要に応じて対応したいと考えています。</p>	<p>・横瀬川ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方にに関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」(以下の一～7)で示すような評価軸で評価する。つまり、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証」による再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき、予断を持たずして検討を行っています。</p> <p>・横瀬川ダム建設事業の検証において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の(1)～7)で示すように評価軸で評価する。(略)」と規定されています。これに基づき、横瀬川ダム建設事業の検証においても、目標を上回る洪水が発生した場合にどのようない状態になるかについても評価を行っています。</p> <p>・横瀬川流域では、横瀬川ダムを計画することはベストセレクションである。一般に、日本の急流河川の流水をコントロールするするために、造れる場所があればダムが有利なケースが多い。中筋川流域では、流域の住民と早い段階で意見交換するなど協力の下に進められている。住民の方もよく勉強をされている。</p> <p>・横瀬川は河床勾配が1/8,000程度と非常に緩い勾配であり、雨が降れば池のようになる地形がネックとなっている。この地形は、内水災害の発生の起因ともなっている。</p> <p>・日本は川を支配するという考えがある。他方、世界には、洪水に対応しきれないなど悪影響の状態を想定しておくことが必要である。計画以上の洪水がきた場合など、四万十川の水位が高く中筋川からの水が流れないとときに排水あるいは調整する方法について、あらゆる事象を掘り下げた検討などをしておく必要がある。</p> <p>・横瀬川・横瀬川の対策を考える場合に、四万十川と後川の背水の影響を考慮するなど悪影響の状態を想定しておくことが必要である。計画以上の洪水がきた場合など、四万十川の水位が高く中筋川からの水が流れないとときに排水あるいは調整する方法について、あらゆる事象を掘り下げた検討などをしておく必要がある。</p> <p>・河川管理については、平水時や渇水時の管理は重要である。選択取水設備の採用はよいが、渇水時に、どうしてもシルトがダム貯水池や下流の河床に沈殿する。河床勾配が急な河川では、人工洪水を発生させて流下させるのも一案である。水流し方については、工夫が必要である。</p>

表 6-3-2-(3) 学識経験を有する者の主なコメント

宿毛商工会議所 会頭 田村 章氏	いろいろな角度から検討され、総合的にダムが正しいとの結論が出た以上は、一刻も早く進めてほしい。	検討主体の考え方
	<p>平成19年7月、平成22年3月、同年5月に望書を提出し、ダム建設をお願いしている。予算もすでに400億円のうち40%程度使っている中で中止することは、非常に問題があると考える。ぜひ一刻も早くダムを造ってもらいたい。</p> <p>・発電について、ダムのための発電は考えられているが、小水力発電についても取り入れて検討してもらいたい。</p> <p>・地震・津波対策をさらに検討してもらいたい。</p>	<p>・横瀬川ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方にに関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から四国地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行つよう、指示されるどもに、検証の手順や手法を定め、「ダム事業の検証による再評価実施要領細則」が通知され、これに基づき、予断を持たず検討を行っています。</p> <p>・なお、横瀬川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめてください。</p> <p>・横瀬川ダム建設事業では、ダム下流の正常流量確保のためのダムからの放流水により発電し、ダムを管理に必要な電力をまかなうダム管理用発電を計画しています。なお、既設の中筋川ダムにおいてダム管理用発電を行つおり、水力エネルギーを有効に活用しています。頂いたご意見につきましては、今後の検討に際し、参考とさせていただきます。</p> <p>・東南海・南海地震などの大規模地震による堤防等の河川管理施設への影響については、これまで河川構造物の耐震性能検査指針案・同解説(平成19年3月)に基づき耐震性能の照査を実施しており、平成22年度までに実崎樋門・津蔵済水門の耐震補強と、津瀬済水門・実崎通門・古津賀樋門のゲート閉鎖の自動化・高速化を完了しています。その他の河川管理施設についても必要に応じて対策を行うこととしています。</p> <p>・また、東日本大地震を踏まえ、国・県等の行政機関、学識経験者、経済界、ライフルイン事業者等幅広い分野の方々(47機関)の参加の下、「四国東南海・南海地震対策戦略会議事務局・四国地方整備局」を設置し、四国が一体となって取り組るべき施策や各機関が重点的に取り組むべき施策等について、四国地方における東南海・南海地震等の巨大地震に対する「四国地震防災基本戦略～来るべき巨大地震に備えて～」(以下、地震防災基本戦略といいます。)を平成23年12月2日に策定したところです。</p> <p>(参考：http://www.skr.mlit.go.jp/pres/h23backnum/kikaku/111202-3.pdf)</p> <p>・「地震防災基本戦略」では、「初動対応・応急対策などを迅速・円滑に実施することを目的に、仕組みや体制など、準備できるものは出来る限り事前に構築することにより被害の最小化を目指す」「基本戦略に掲げる取組を実行していくため、施策毎に各機関の役割分担を明確にし、特に重要な初動対応・応急対応をメインに10のプロジェクトチームを設置し中央防災会議の最終報告(被害想定等)を踏まえた見直しや、毎年実施するフォローアップによる課題の抽出・改善を図ることで、各種施策を確実に実施」等が規定されており、これに基づき関係機関と協力しつつ各施策の実行に取り組んでいきます。</p>

表 6-3-2-(4) 学識経験を有する者等のご意見と検討主体の考え方(4/4)

学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
<p>四万十川流域住民ネット ワーカー 代表世話人 西内 燐夫氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中筋川の洪水解消のために、このダムは単体で検討されたものではなく、全体計画の一部だと承知している。早急な全体像の完成を多くの住民は待っている。 ・この中筋川ヒの戦いに人間が勝つためには、河川に雨が入って来る時間をコントロールするしかないと考えている。 ・遊水地を追加検討しているが、これは好ましくない。平面的な遊水地では、土地利用面からも不利で根本的な解決にならない。それよりは、調整池という施設が技術的に好ましいと言える。調整池は維持的に時間の問題を解消するものである。 ・ダムは、四万十川の景観に大きな支障は無く、むしろ流域住民の生命と財産確保が優先されるべき事例であって、早期に完成すべきものと考える。 	<p>・横瀬川ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に關する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から四国地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証」に係る検討に對応する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき、予断を持たずして検討を行っています。</p> <p>・なお、横瀬川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応の方針(案)をとりまとめていと考えています。</p>
<p>ネイチャート代表 福永 信之氏</p>	<p>・中筋川は、カワワソも生息していた良い環境であった。</p> <p>・中筋川では、横瀬川の水の方がきれいであり、本当にダムが必要かもと現地を見てほしい。現地には、豊かな自然や生態系が残っている。</p> <p>・ダムだけではなくコンクリートを利用した河川工事をしてほしくない。中筋川をこれ以上汚してほしくない。</p> <p>・現地をもつとみて、人間サイドだけでなく、生態系のことも考えて、検討してほしい。</p> <p>・今回の検証について、ダムと代替案を比較しているが、コストだけでダムと判断するのはおかしい。</p> <p>・ダムが完成したとしても、冠水は発生する。</p>

6.3.2 関係住民からの意見聴取

横瀬川ダム建設事業の検証においては、検証要領細目に定められている「関係住民からの意見聴取」を以下のとおり実施した。

(1) 意見聴取対象 : 「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

(2) 意見聴取対象者 : 中筋川流域に在住の方

(3) 意見聴取方法 :

意見を聴く場の開催に加えて、当日都合により発表できない方の意見を発表する機会として紙面による意見募集を行った。

(4) 報告書（素案）説明会 :

報告書（素案）の内容について理解を深めていただくため、流域住民を対象とした説明会を開催した。

開催日時：平成 24 年 11 月 5 日（月）

開催場所：四万十市立中筋中学校 体育館

(5) 関係住民からの意見を聴く場の開催

開催日時：平成 24 年 11 月 10 日（土）

開催場所：四万十市立中筋中学校 体育館

(6) 紙面による意見募集 :

提出期間：平成 24 年 10 月 30 日（火）～平成 24 年 11 月 10 日（土）

提出方法：電子メール、郵送、ファックス、回収箱への投稿

(7) 資料の閲覧入手方法 :

報告書（素案）資料は、四国地方整備局のホームページに掲載するとともに、国、県及び市役所で閲覧できるようにした。

①インターネットによる閲覧

四国地方整備局「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」ホームページに記載した。

(http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/kensyou_yokosegawa/houkokusyosoan/houkokusyosoan.html)。

②資料の閲覧場所

国土交通省四国地方整備局 河川計画課

（香川県高松市サンポート 3-33）

国土交通省中村河川国道事務所 1 階ロビー

（高知県四万十市右山 2033-14）

国土交通省中村河川国道事務所 四万十川出張所

（高知県四万十市山路カウカ峯山 1629-2）

国土交通省中筋川総合開発工事事務所 調査・品質確保課

（高知県宿毛市平田町戸内 1692-1）

国土交通省中筋川総合開発工事事務所 中筋川ダム管理庁舎

（高知県宿毛市平田町黒川櫛ヶ崎山 5312-48）

高知県庁土木部 河川課（高知県丸の内 1 丁目 2-20）

高知県幡多土木事務所（高知県四万十市古津賀 4 丁目 61 番地）
高知県幡多土木事務所 宿毛事務所（高知県宿毛市宿毛 5342-7）
四万十市役所 建設課（高知県四万十市中村大橋通 4 丁目 10）
宿毛市役所 建設課（高知県宿毛市桜町 2-1）

(8) 意見発表者：4 人からご意見を頂いた。

意見発表者の地域別、世代別、性別を以下に示す。

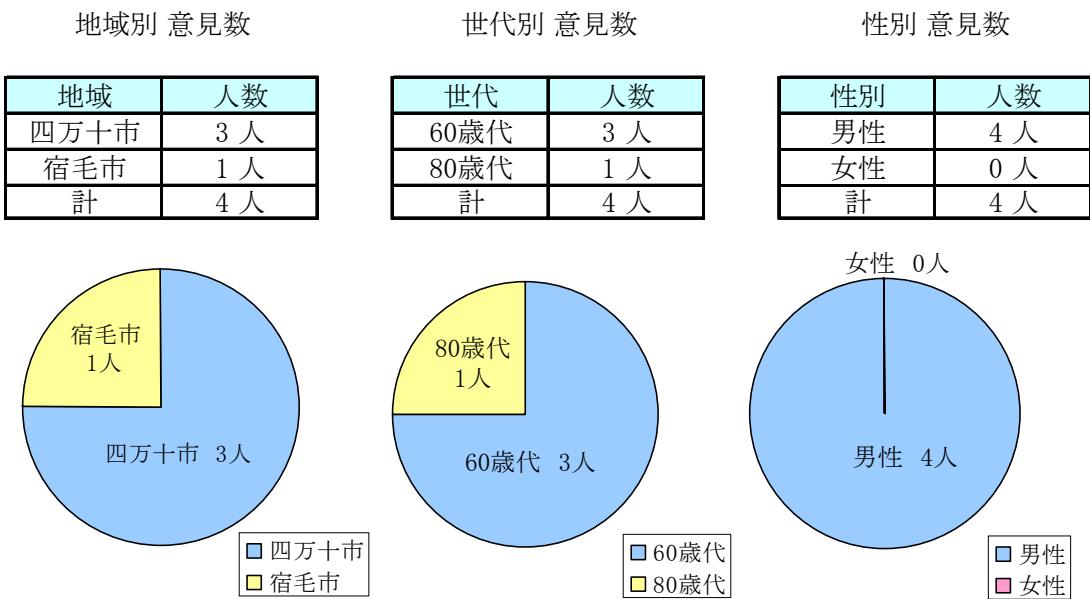


図 6-3-1 意見発表者の属性

(9) 意見発表者のご意見

関係住民から頂いたご意見の要旨と、それらのご意見に対する検討主体の考え方を表 6-3-3 に示す。

表 6-3-3-(1) 寄せられたご意見の要旨と検討主体の考え方(1/2)

章 【横瀬川ダムの目的に関するご意見について】 （下段は、論点に対応するご意見の例）	「横瀬川ダムの目的に関するご意見について」 （下段は、論点に対応するご意見の例）	検討主体の考え方
4.2洪水調節の観点からの検討 4.3新規利水の観点からの検討 4.4流水の正常な機能の維持の観点からの検討	<p>・中筋川流域で生活し半世紀以上になるが、この間幾度などなく洪水被害に悩まされてきた。こうしたことから地元をあげて各行政機関に対し、抜本的な治水対策などを訴えてきた。その結果、中筋川流域の流域延長工事や、河床整備、堤防工事などに対する対策が段々と図られてきているが、まだまた安心とは言えない。</p> <p>・明治3年の大洪水では家屋・人馬が流された。また、大正9年8月の大洪水でも同じように流れられ、たびたび被害を生じてきた。そして、田畠は荒れ、皆無となつた。（横瀬地区は4kmの細長い集落で、80町歩の田畠がある。）そこで、大正10年に耕地整理組合を発足させ、何年もかかり大変苦労し、耕地整理を進めてきた。今まで土地改良事業は4回も行つてきている。</p> <p>・横瀬住民は災害から生命・財産を守り、地域の活性化に全力を尽くしてきた。しかししながら、未だに大物川（横瀬川の上流）に300～400mmの雨が降れば、今でも、明治・大正と同じ被害になる。</p> <p>・内水対策を含めて、工事再開を住民の一人として切に願うものである。</p>	<p>・ご意見のとおり、中筋川流域では近年でも浸水被害が相次ぎ、早急な治水対策が必要であると認識しています。</p> <p>・横瀬川ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に關する有識者會議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から四国地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証」に係る検討に係る検討を行つています。</p> <p>・なお、横瀬川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに方針（案）をとりまとめたいと考えています。</p> <p>・今後、洪水や内水による浸水被害の発生状況を注視しつつ調査・検討を行うとともに、必要な施設について幅広く検討し、国、県、市が協力・連携・分担して取り組んでいきたいと考えています。</p>
	【横瀬川ダムの水力発電等有効活用に対するご意見について】	<p>・ダムの運用についてであるが、ダムの水利用が十分になされていない。生活に必要な不可欠な電力供給として、ダムによる電力活用や、水不足に悩む地域に活用することを検討されたい。</p> <p>・原子力に頼らない自然エネルギーが叫ばれているが、当地域では、坂本ダム、中筋川ダム、そして横瀬川ダムという電力を生み出す、すばらしい施設があり、この施設をフル活用し、今までの発電が可能かどうか、英知を結集し取り組んでいただきたい。</p>
	【地域振興に対するご意見について】	<p>・豊かな自然が残されており、横瀬川ダム湖を觀光資源として利用したい。</p> <p>・横瀬川ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に關する有識者會議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から四国地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証」に係る検討に係る検討を行つています。</p> <p>・なお、横瀬川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに地域振興への効果への影響（地域社会への影響）において、評価を行っています。</p>

表 6-3-3-(2) 寄せられたご意見の要旨と検討主体の考え方(2/2)

章	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) 【目的別の総合評価、検証対象ダムの総合評価について】	検討主体の考え方
4.6検証対象ダムの総合的な評価	<p>・遊水地は反対である。遊水地が想定されている江ノ村箇所は、ツルの越冬地造成や、地域経済が低迷する中、農業が大きな経済基盤になっており、無農薬米の栽培など新たな農業の取り組みを進めており、ハブコメの「優良農地を取り上げ犠牲にすることは到底受け入れられない」との意見と同意である。</p> <p>・10月25日の検討の場に関する翌日の高知新聞に表題が「横瀬川ダム建設有利」の記事があつたが、高知県知事、四万十市長、宿毛市長の考えも述べられている。我が々の代表の意見であり、地域としても同意する。</p> <p>・報告書(素案)は、中筋川流域の治水や利水を含んだ総合的な見地からダムが最に替わるさまざまな方策を全方位で検討精査され、すべての面で横瀬川ダムが最善の方法であると結論されていると思う。</p> <p>・今回の横瀬川ダムの検証における治水対策案として、河道掘削、引堤、堤防のかさ上げ、遊水地、あるいは放水路案といった多くの対策が提出され、それぞれ専門分野で検討がなされているが、洪水時における中筋川の水位を出来る限り低下させ、流下能力を向上させる対策の実現を強く望む。それには、河川改修工事の促進はもとより、洪水発生の源で調節する「ダム方式」が最も理にかなった方策であると考える。</p> <p>・横瀬川ダム以外の対策はあり得ないと考える。横瀬川ダム事業の継続の判断を1日も早く行うことを願っている。</p> <p>・ダムはどうしても造つて頂かないと困る。中筋地区住民のほとんどのはいである。ここまでやつてきた中で、今更、止められてはまたまらない。ダムが必要であるという信念の一途である。</p> <p>・地域として国交省に協力してきた。一生原の住民10名くらいが移転を余儀なくされたが、その中の1人の友人が、数年前に亡くなられたが、病床についてから「昔からの一生原の家で亡くなりたいが、口癖であった。このように多くの犠牲をはらって、今日に至つており、どうしても完成にもつていて欲しい。」</p> <p>・現在、ダム事業がストップしているが、横瀬川ダムの1日も早い完成を地域住民とともにに念願している。</p> <p>・平田・山奈地区については、洪水被害に悩まされてきたという経緯がある。平成11年に中筋川ダムの完成により、洪水被害は大幅に改善されてきているが、いまだ一部地区では慢性的な浸水被害が続いているが、いま100%とはいえない。横瀬川ダムの早期完成により、より安心・安全な生活が保障されるものを期待する。</p>	

6.3.3 関係地方公共団体の長からの意見聴取

「本報告書（原案）案」に対する関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施した。頂いた意見を以下に示す。

【高知県知事】

「横瀬川ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられる」とした対応方針（原案）については、異存ありません。

今後は、一日も早く対応方針を決定して、流域の浸水被害の軽減および四万十市の上水道の安定的な供給を確保するため、横瀬川ダムの早期完成に向け取り組んでいただくよう、お願いします。

6.3.4 関係利水者からの意見聴取

「本報告書（原案）案」に対する関係利水者からの意見聴取を実施した。

頂いた意見を以下に示す。

【四万十市長（利水参画者）】

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」の最も有利な案は「横瀬川ダム案」とする結果について、四万十市として異存ありません。

四万十市の衛生的な飲料水の安定確保のため、横瀬川ダムの早期完成を強く要望いたします。

6.3.5 事業評価監視委員会からの意見聴取

「報告書(原案)」に対する事業評価監視委員会の意見聴取を下記のとおり実施した。

- (1) 意見聴取対象：「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」
- (2) 意見聴取日：平成 24 年 12 月 17 日（月）
- (3) 四国地方整備局事業評価監視委員会委員

表 6-3-4 四国地方整備局事業評価監視委員会委員

氏名	役職等
伊福 誠 いふく まこと	愛媛大学大学院理工学研究科 教授
岡部 早苗 おかべ さなえ	高知県建築士会女性部会 幹事
高塚 創 たかつか はじめ	香川大学大学院地域マネジメント研究科 教授
中野 順 なかの すわむ	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 教授
三木 義久 みき よしひさ	四国経済連合会 専務理事
○矢田部龍一 やたべ りゆういち	愛媛大学大学院理工学研究科 教授 愛媛大学理事・副学長
山中 英生 やまなか ひでお	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 教授
渡邊 法美 わたなべ つかみ	高知工科大学マネジメント学部 教授

（敬称略　五十音順）　※○印：委員長

- (4) 事業評価監視委員会の審議結果については以下に示す。

[再評価対象事業]

- ・ 中筋川総合開発事業(横瀬川ダム)

再評価対象事業について審議の結果、「検証要領細目」に基づいて横瀬川ダムの検証を進められており、検証に係る検討の進め方、検討手順にも不備はなく、「中筋川総合開発事業(横瀬川ダム)」の再評価が、当委員会に提出された資料・説明の範囲において適切に進められており、対応方針(原案)のとおり「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」であると判断した。

当委員会における上記判断の理由は下記のとおりである。

○四国地方整備局は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づいて「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を設置して横瀬川ダムの検証を進め、総合的な評価の結果として、最も有利な案は現計画案(横瀬川ダム案)であると評価した点について、検証に係る検討の進め方、検討手順にも不備はなく、評価結果について、当委員会としても妥当であると判断できる。

○パブリックコメント、関係住民及び学識経験を有する者からの意見聴取を行い、

様々な観点から幅広い意見を頂いている。関係地方公共団体の長である高知県知事へ意見聴取した結果では、『「横瀬川ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられる」とした対応方針（原案）については、異存ありません。』と回答されている。

また、関係利水者である四万十市へ意見聴取した結果では、『「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」の最も有利な案は「横瀬川ダム案」とする結果について、四万十市として異存ありません。』と回答されている。

- 事業の投資効果(費用対効果分析)において、全体事業における B/C は 1.3、残事業の B/C は 1.9 となっている。